

米原市議会基本条例 検証シート①

No①	評価項目	市民への情報公開と情報の共有
条例	第9条 情報の公開と説明責任、第11条 議会報告会、第21条 議会広報等	
取組目標	・議事機関として、意思決定した内容等を市民に分かりやすく説明する責務を果たす。 ・市民との情報共有を進めるため、情報発信ツールを通じ積極的に情報を発信する。	
1. 評価結果		
段階評価	3	・議会広報、公式ウェブサイトにより、情報発信について、一定の目的は達成できた。 伊吹山テレビによる議会生中継 公式ウェブサイトでの録画配信（本会議のみ） 公式ウェブサイト上での議事録の公開 議会だよりを年4回発行し、市民に身近なものになるよう、紙面の改善を行なった。 ・団体との意見交換会を実施した。
2. 課題等		
段階評価	イ (改善・充実)	・委員会中継、ネット配信について検討の必要がある。 ・議会だよりは市民にとって読みやすい簡潔な内容にする。 ・議会報告会のあり方を見直す必要がある。 ・議員個人または会派は、それぞれの主張を分かりやすく説明する必要がある。その手法は、議員個人や会派の広報、SNSの活用等にかかっており、それをどう実現するか考えるべきである。
3. 今後の方策案		
議会だよりの改善	文字数を少なくしたり、わかりやすい文章表現に努めるなど改善をおこなう。 掲載項目の見直しとして、討論内容等を掲載する。	

米原市議会基本条例 検証シート②

No②	評価項目	多様な市民意見の把握
条例	第10条 専門的知見等の活用、第11条 議会報告会 第12条 請願および陳情の取扱い、第20条 附属機関の設置	
取組目標	・市民との意見交換の場を設け多様な意見を把握する。 ・審議にあたり、必要に応じて参考人制度、公聴人制度を活用する。	
1. 評価結果		
段階評価	3	・審議の過程において、第三者の意見を聴くなど制度を有効に活用できた。 ・新庁舎建設に関する市民意識調査を実施した。 ・議会報告会を年2回開催。参加者の減少や固定化の傾向が顕著であり、多様な意見を把握するには不十分であった。
2. 課題等		
段階評価	イ (改善・充実)	・市民との意見交換の手法にワークショップ形式を取り入れる等、工夫が必要である。 ・SNS等を利用し、日常的に市民や専門家の意見が表明できる場を設ける等日常的な意見交流が必要である。 ・市民や専門家が説明する機会を増やし、その手続き方法を明確にする。
3. 今後の方策案		
議会報告会・意見交換会のやり方を見直し	従来のやり方に加え、意見交換会はワークショップ形式、ワールドカフェ形式、外部のファシリテーターの活用を考える。	

(評価結果) 1:未着手、 2:一部着手、 3:一部目標達成、 4:概ね目標達成、 5:目標達成

(課題等) ア:要検討、 イ:改善・拡充、 ウ:継続(現状維持)、 エ:完了・終了、 オ:廃止、 カ:その他

米原市議会基本条例 検証シート③

No③	評価項目	自由かつ達な討議と、プロセスの明確化
条例		第13条 議員と市長等との関係
取組目標		・議会と執行部が論点を明確にし、互いが活発に議論ができるよう、議長や委員長は、執行部が反問できるようにする。
1. 評価結果		
段階評価	4	・代表質問、一般質問において、争点を明確にするため反問権が行使された。 ・反問権によってかつ達な質疑のやり取りを感じるし、質問する側にとっての適度な緊張感が伝わってきた。
2. 課題等		
段階評価	ウ (継続)	・質問や答弁に対しては、緊張感を持って行う。 ・緊張感を持った議論や討論ができるように、反問制度を活用できる運用を行っていく。
3. 今後の方策案		
—		条例の取組目標を引き続き追及していく

米原市議会基本条例 検証シート④

No④	評価項目	自由かつ達な討議と、プロセスの明確化
条例		第4条 議会意思の形成、第5条 政策討論会
取組目標		・議会意志の形成を目的とした、積極的な議員相互の自由討議を行う。
1. 評価結果		
段階評価	2	・市統合庁舎建設に関する特別委員等においては、積極的な議員相互の自由な討議が行われたが、全体としては、不十分に思われた。 ・発言をためらう場面があり、積極的な発言ができていない。 ・自由討論はできているが、政策討論までには至っていない。
2. 課題等		
段階評価	イ (改善・充実)	・委員会協議会は、課題について中間報告、検討上の問題点などに対して、「議論、討論を深める」よりは、「理解を深める」運営に努める。 ・議会は、言論の府であるとともに合議制の機関として機能を発揮していくべき。
3. 今後の方策案		
積極的な討議		議会運営の中心をなす課題であり、各議員の積極的な討議への関与に努める

(評価結果)1:未着手、2:一部着手、3:一部目標達成、4:概ね目標達成、5:目標達成

(課題等)ア:要検討、イ:改善・拡充、ウ:継続(現状維持)、エ:完了・終了、オ:廃止、カ:その他

米原市議会基本条例 検証シート⑤

No⑤	評価項目	自由かつ達な討議と、プロセスの明確化
条例		第16条 委員会設置の目的および活動指針
取組目標		・新たな行政課題に迅速かつ的確に対応するため専門性を考慮した委員会の設置を進め、自由討議を重んじた運営を行う。
1. 評価結果		
段階評価	4	・予算・決算特別委員会を設置して、短期間に集中した効率的な審議ができた。 ・市統合庁舎建設に関する特別委員会については、かなり時間をかけて討議した結果、一定の評価できる結論を出すことができた。 ・案件に応じて現地踏査を行っている。
2. 課題等		
段階評価	イ (改善・充実)	・将来にわたっての諸課題について、積極的に対応するために今後とも必要な組織である。 ・委員会協議会の内容について、課題の中間報告、検討上の問題点などに対して、「議論・討論を深める」よりは、「理解を深める」運営に努める。 ・その都度、的確に特別委員会を設置し対応をしているが、専門的知識にはまだまだ未熟なところがある。
3. 今後の方策案		
予算審査の検証		予算審査について、委員会の在り方と審査手法の検証を進める。

米原市議会基本条例 検証シート⑥

No⑥	評価項目	ルールの遵守と、公平性、透明性の確保
条例		第7条 議員の政治倫理
取組目標		・条例に規定する政治倫理条例を制定し遵守する。
1. 評価結果		
段階評価	3	・米原市議会議員政治倫理条例を制定した。(平成26年第3回定例会) ・同条例第4条を改正した。(平成28年第1回定例会) ・請負等に関する制限については、市民の意見を踏まえ改正をおこなった。
2. 課題等		
段階評価	イ (改善・充実)	・議会改革の最重要課題の一つであるし、市民にもわかりやすい説明ができる条例であるべき。 ・内容の公開については市民に分りやすく公開するよう努力する。 ・議員をやっている限り避けることができない課題なので、議員一人ひとりが政治倫理条例を遵守するための方策(誓約書等)を考えるべき。
3. 今後の方策案		
政治倫理条例の理解と遵守		議員全員が条例について学ぶ機会を設ける。

(評価結果)1:未着手、2:一部着手、3:一部目標達成、4:概ね目標達成、5:目標達成

(課題等)ア:要検討、イ:改善・拡充、ウ:継続(現状維持)、エ:完了・終了、オ:廃止、カ:その他

米原市議会基本条例 検証シート⑦

No⑦	評価項目	ルールの遵守と、公平性、透明性の確保
条例	第8条 会派の設置、第17条 政務活動費	
取組目標	・会派の位置付けを明確にする。 ・会派または議員は、政務活動費の使途について、透明性の確保と市民への説明責任を果たす。	
1. 評価結果		
段階評価	4	・政務活動費の使途は条例に照らし適正であった。 ・チェック機能が充実しているため、間違いが発生しにくい。 ・平成25年11月から公式ウェブサイトで公表した。 ・会派のルールや政務活動費については、条例どおり実施されており、情報公開も行っている。
2. 課題等		
段階評価	ウ (維持)	・購入物品等の管理および、改選後の引継ぎについて、政務活動費の使途基準の見直しをする必要がある。 ・会派専用の部屋が必要である。
3. 今後の方策案		
政務活動費の使途のガイドラインの改訂	購入物品の管理、改選後の引き継ぎについて、使途基準の改訂を検討する	

米原市議会基本条例 検証シート⑧

No⑧	評価項目	議員の政策提言能力、政策評価能力の向上
条例	第18条 議会事務局の体制整備	
取組目標	・議員の政策提言能力、政策評価能力の向上のため、議会事務局の調査および法務能力を強化する。	
1. 評価結果		
段階評価	3	・議会事務局職員が1名増員された。(平成28年4月) ・次長が課長級になった。(平成28年4月) ・的確に対応ができていると評価するが、想定外の案件については手探りの状況で、参考になる事例等も乏しく、難しい現状もあった。
2. 課題等		
段階評価	イ (改善・充実)	・情報収集と研修に重点をおいて、今後の体制強化に努めてほしい。 ・法務能力の人材確保が必要である。 ・執行部の情報収集と政策提言(条例等)について、議員と協議できる体制ができればと思う。 ・庁舎整備に伴い、議会環境の充実、強化が必要である。
3. 今後の方策案		
議会事務局の体制強化	情報収集と研修に重点をおき、今後も更なる体制強化に努める。	

(評価結果) 1:未着手、 2:一部着手、 3:一部目標達成、 4:概ね目標達成、 5:目標達成

(課題等) ア:要検討、 イ:改善・拡充、 ウ:継続(現状維持)、 エ:完了・終了、 オ:廃止、 カ:その他

米原市議会基本条例 検証シート⑨

No⑨	評価項目	議員の政策提言能力、政策評価能力の向上
条例	第19条 議会図書室、第22条 議員研修の充実強化	
取組目標	・議員の政策提言能力および政策評価能力ならびに資質の向上を図るため、図書室を充実し、議員研修を行う。	
1. 評価結果		
段階評価	2	・平成28年4月に議員控室の一部を図書コーナーにレイアウト変更した。 ・現状、お世辞にも使いやすい図書室とは言えず、充実度も乏しい。 ・平成28年度から議員研修方針および同計画を策定した。 ・議員研修方針に基づき議員研修を実施した。
2. 課題等		
段階評価	ア (要検討)	・法律、行・財政、地方自治等に関する図書を充実させる必要がある。 ・議員の資質向上は本人の本気度によるものが大きいと思うが、そのための環境整備はある程度必要と考える。 ・庁舎のあり方を検討する中で、議員図書室のあり方を議論すべきである。 ・研修機会の拡充が急務である。
3. 今後の方策案		
議員研修の充実	議員資質の向上を図るため、図書室を充実し、議員研修を実施する。	
議員図書室の充実		

米原市議会基本条例 検証シート⑩

No⑩	評価項目	議会活動、議員活動のための基盤整備
条例	第24条 財政上の措置	
取組目標	・議会基本条例の推進、政策立案の為の予算確保	
1. 評価結果		
段階評価	2	・議会運営に関する予算は確保されていた。 ・政策立案が無かったため、財政上の措置についても行っていない。 ・議員立案について提案が検討された。(提案までは至らなかった。)
2. 課題等		
段階評価	ウ (継続)	・政策立案時には、必要な予算を市長に求める。 ・円滑な議会運営の実現に向けた予算とはどうあるべきかを議会で議論する必要がある。
3. 今後の方策案		
活用に向けて維持	この条文は、議員が政策立案する時にそれに伴う裏付けとなる予算を担保するために、議長が市長と協議し実現していこうというものであり、今後も活用される時のために、維持していく。	

(評価結果) 1:未着手、 2:一部着手、 3:一部目標達成、 4:概ね目標達成、 5:目標達成

(課題等) ア:要検討、 イ:改善・拡充、 ウ:継続(現状維持)、 エ:完了・終了、 オ:廃止、 カ:その他

米原市議会基本条例 検証シート⑪

No⑪	評価項目	議会活動、議員活動のための基盤整備
条例	第25条 議員報酬改定の手続き、第26条 議員定数改正の手続き	
取組目標	・議員報酬、議員定数に関する条例を定め、改正については市民意見を聴取する。	
1. 評価結果		
段階評価	5	・議会報告会で議員定数をテーマに市民との意見交換を行った。 ・議員定数の改正を行った(平成29年3月)20人→18人 ・改正にあたっては、議会基本条例に基づき、付属機関を設置し答申を得た。 ・議員報酬の特例条例の廃止を行った(平成27年6月。施行は7月から)。
2. 課題等		
段階評価	ウ (継続)	・議員報酬や議員定数は単に少ないほどいいというものではないことを念頭に、適正かつ市民が納得する条例案を議会が示したうえで、市民の意見を聴くようにすべきである。 ・この案件については、議員各々の資質の向上が必須であるし、市民にしっかり説明出来ることが重要。その上で検討していくべしと考える。
3. 今後の方策案		
—		—

米原市議会基本条例 検証シート⑫

No⑫	評価項目	評価および検証
条例	第28条 見直し手続	
取組目標	・必要に応じて、議会の活性化についての評価および検証を行う。	
1. 評価結果		
段階評価	4	・4年に1回の検証を義務付けており、実施した。
2. 課題等		
段階評価	ウ (継続)	・議会の活性化を定義するとどう表現できるのか。議員自身の自己満足もあるが、市民から見て「議会は良くやっている」とか「議会への関心度が向上しつつある」など市民が感じるものであると思う。 ・議会運営委員会を中心にこれからの改善点等を克服していくべき。
3. 今後の方策案		
検証の継続	引き続き、任期4年1回の検証を実施していく。	

(評価結果)1:未着手、2:一部着手、3:一部目標達成、4:概ね目標達成、5:目標達成

(課題等)ア:要検討、イ:改善・拡充、ウ:継続(現状維持)、エ:完了・終了、オ:廃止、カ:その他